

答 職員に関する事であるので総体的には総務課が担当する事となるが、

事務の遂行にあたっては各部署がそれぞれしっかりと事務分掌を把握し、正しく事務処理を行うことが基本と考える。加えてそれを担当者のみならず、係内から課長及び部長までもが連携、管理し合う風土を作ることが重要であり、全ての職員がそのような意識、自覚を持つ事が必要だ。

問 市民への行政サービスの提供にあたり、必要に応じて組織改編を行う事は当然と考えるが、仮に計画通りの効果が得られない場合のチェック体制及び修正対策等は。

答 組織の見直しにあたっては市内に経営改革推進本部を立ち上げ、数回にわたり議論を重ねてきた上で今回の提案に至った。組織改編における効果の検証については単年ごとに確認し、必要

に応じて修正を加えたい。

市道の除排雪について

問 市道の除排雪業務に関わる委託料等全ての経費について監査結果報告があり、平成18年度では4千万円程度に収まっていた委託料が、平成22年度では1億8千万円近くにも及び毎年増加傾向にある。一方では、この委託料を減額するには、除雪出動基準を現行より5cm引き上げて15cmにするとか、町場の除雪回数を減らす以外に方法はないとの監査指摘がなされており、市民が戸惑うことも予想されるが。

答 積雪量基準の5cm引き上げをすれば、確かに除雪出動件数はかなり減少すると見込まれるが、これによるデメリットや課題なども精査・検証していく必要がある。実は、北上市では昨年度から5cm引き上げを行い、

かなり除雪費を浮かせることができたが、大きなトラブルはなかったものの、苦情は多かつたと聞いている。現場サイドからは、場所によっては10cmにしていくべきではとの声もある。従って、今後様々な角度から検証は必要だが、基本的には、15cmで出動する方向で除排雪事業を進めたい。

問 当市は広大な面積を有しており、自然状況や地形によっても降雪量もかなり違ってくるが、委託業者が天気予報をもとに降雪量を把握し出動するのは大変だと思われるが。

答 業者は、毎年同じコースを除排雪し、吹き溜まりになりやすいところも熟知しており、やはりこれまでどおり業者の判断に委ねるところが大きいと思っっている。

問 今後、市道の除排雪業務について、どのような

に進めようとしているのか。

答 予算を効率的に執行するため、市民と行政の市民協働による除排雪協力体制の構築や除雪対策基本方針を区長会や市民へ周知を図り、コンセンサス(合意)を得ていきたい。

中山間地域等直接支払制度について

問 第三期の途中で面積の減少や交付金の減額になっているが、この集落の数は。

答 集落数は把握していないが、面積的には田が15.6ha、畑9.3ha、草地在が21.4haで計46.3haの減少となっている。

問 5年間の年度途中で協定条件を変更できないと認識しているが、交付金の減額等変更はあるのか。

答 説明不十分だった

が、開始年度に高齢化比率・耕作放棄比率・傾斜地等で精査し、該当すれば交付金対象集落となる。5年間の協定面積は減らせないが、増やすのは途中からでもできる。今回の減額は、2年目に増やしたいという集落が結果的に不可能となり、確保予算を減額したものの。

問 同じ沢の同じような地形で隣り合う集落の自治体が違う場合、農地を守るという目的の中山間制度に違いがあるようだが、統一するべきでは。

答 国からの要件は示されているが、最終的には市町村が決定できるということで要件の違いは当然出てくる。質問の集落については認識し、説明にも行っているが、再度その現場の農地の条件等を精査して、できるだけ農家に有利になるように今後検討していく。